

本注文書に記載される物品またはサービス（以下「目的物」）の購入申込みを貴社が承諾することにより成立する売買契約（以下「本契約」）は、別途当事者の合意がない限り本注文書ならびに以下に記載される条件が適用されるものとします。

1. 目的物の引渡前に生じた目的物の滅失、毀損、盗難、紛失等は、買主の責に帰するものを除きすべて売主が負担する。
2. 目的物の納入または提供に際して適用される運賃、保険料、保管料、その他特別の費用は売主が負担する。
3. 売主は、本注文書に記載される納入期日（以下「納入期日」）を厳守し、買主の事前の承諾なく当該納入期日を任意に変更してはならない。売主は、納入期日に目的物を納入できないことが明らかになったときは、直ちにその旨を買主に通知し、買主の指示に従うものとする。
4. 定期行為において納入期日の遅延が生じた場合には、その遅延が売主の責によるか否かにかかわらず、直ちに売主が納入可能である場合を除き、納入期日の経過をもって当該定期行為が解除されたものとみなす。なお「定期行為」とは、納入期日に遅滞が生じると買主が有する所期の目的を達し得ない本契約のことをいう。定期行為が納入期日の経過により解除された場合、売主はこれに起因または関連して生じた買主の損害、損失、支出その他の費用を補償する責を負うものとする。
5. 買主は、自己の裁量により、本契約の履行に必要な資材、備品、設備、装置等(以下、総称して「支給材」)を有償または無償で売主に支給または貸与することができる。売主は、支給材を善良な管理者の注意をもって管理し、保管上および帳簿上他の物品と区別する等他の物品との混同を避けるために必要な措置をとる。また売主は、買主の書面による事前の承諾のない限り、本契約履行以外の目的に支給材を使用し、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。買主は、売主に対して支給材の管理・使用状況について報告を求められることができるものとし、その場合売主は、遅滞なく買主指定の書式によりかかる報告を買主に行なうものとする。
6. 目的物の欠陥、仕様書・見本等との不一致、品質または外観不良、汚損、数量不足、その他の瑕疵、荷造の不完全、知的財産権の侵害、担保権の付着その他買主の責に帰することのできない事由により買主の被った損害は、買主からの通知が遅延したときでも売主が負担する。
7. 本項の規定は売主が製造物責任法に従って定める「製造業者等」である場合に適用される。目的物の製造上、設計上または表示上の欠陥に起因して第三者の生命、身体、財産等に損害が発生し、または買主がかかる損害の発生に防止に必要な措置を講じた場合、売主は買主がそのために蒙った損害および費用を賠償する。目的物の欠陥等に起因して損害が発生したはそのおそれがある場合、売主は直ちに売主の費用と責任でリコール等の必要な処置を行う。なお、売主は、本項に定める責任を負うため売主の費用負担にて生産物賠償責任保険を付保する等適切な措置を講じるものとする。
8. 前二項の場合、買主はその選択により本契約の全部または一部の解除、または目的物の修補、補充、良品との交換、代金の減額、再実施およびこれらに加えて自己が被った損害の賠償を売主に対して主張・請求することができるものとし、売主は誠意をもってこれに応じるものとする。
9. 売主は、本契約に基づく目的物の供給または提供に際して知得した買主の秘密情報（発売計画、事業計画、コスト、原材料、設計、仕様、性能、配合に関する情報を含むがこれらに限らない。以下「秘密情報」）について、自己の責に帰すべき事由によらずに公知とならない限りこれを秘密に保持し、第三者に開示または漏洩せず、また本契約履行以外の目的に使用しないものとする。
10. 売主は、本契約の履行に関し発明、考案、意匠、著作物（二次的著作物を含む）の創作等（ノウハウ、トレード・シークレットを含み、以下「知的財産権等」）を行った場合は、直ちにその内容、経緯等を買主に通知し、その権利の帰属につき買主と協議する。但し、秘密情報に基づきなされた知的財産権等については、これに係る一切の権利は買主に帰属するものとし詳細については別途協議の上決定する。
11. 本契約の履行にあたり売主が従前から保有する知的財産権等および前項に基づき売主に帰属した知的財産権等を目的物の製造、加工または制作のために実施または利用しようとする場合、売主は、買主が指示した場合を除きかかる知的財産権等を事前に書面により買主に通知する。なお、本項の規定は、買主およびその役員、従業員その他買主のために従事する者が自己のために使用する消耗品、備品または電子・情報機器に該当する目的物については適用されない。
12. 目的物の対象が、売主が単独もしくは買主と共同で作成される著作物（プログラム、ソフトウェア、提案書および報告書等をいい、以下「著作物」）である場合は、本項の規定が優先適用される。売主は、著作物を創作後、納入期日にて遅滞なく買主に引き渡すものとする。かかる著作物の所有権・著作権その他の権利は、すべて買主に譲渡されるものとし、著作権については著作権法第27条で定める翻訳権及び翻案権等、および同法第28条で定める二次的著作物の利用に関する原著作者の権利についても買主に譲渡されるものとする。売主は、自らまたは第三者をして、本項に基づき買主に譲渡された著作権に係る著作人格権を買主または買主を通じて当該著作権を取得・利用する当事者に対して行使しないものとする。売主が従前より保有する著作物を目的物に適用した場合、売主は買主に対し、当該著作物について買主または買主が指定する第三者が利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用(著作権法に基づく複製、改変、翻案等の著作物を利用する権利をいう)を無償で許諾するものとする。売主は、本項に基づき許諾される著作物に係る著作人格権を買主または買主を通じて当該著作物を取得・利用する当事者に対して行使せず、また第三者がこれを行行使しないことを保証する。
13. 売主は、目的物の製造、加工または実施における過程その他本契約の履行において適用されるあらゆる法律、規制、手続き、国内および国際的な制令、規則、規程、条令ならびに政府の命令（例えば、米国腐敗行為防止法、英国贈収賄禁止法などの贈賄防止、マネーロンダリング、独占禁止、輸出規制、環境、輸送、安全、衛生及び雇用に関するものを含むがこれらに限定されない）を遵守すること、ならびに目的物が買主による目的物の使用または利用において適用されるあらゆる法律、規制、手続き等に適合していることを保証する。
14. 売主は、(a)政府職員または政党（これらの候補者を含み、以下「政府職員等」）の行為または判断に影響を与えるため、(b)政府職員等が負う法律上の義務に反して、かかる政府職員等が一定の行為を行うか、またはこれを行わないよう誘引するため、もしくは(c)政府職員等が、売主による本契約に基づく義務の履行を容易にするために国内外の政府またはその機関に対して影響力を行使するよう誘引するために、直接または間接に贈答品、金銭の支払いその他価値あるものの申し入れをしたり、提供したり、提供の約束をしたり、もしくは提供する権限を付与したりするような行為を一切行わないものとする。また売主およびその関連会社は、常に完全かつ正確な財務記録を保有するものとし、また本契約の履行に関して売主が買主に提出する財務記録は完全かつ正確でなければならないものとする。
15. 売主は、買主に対し、次の各号に定める事項を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」）ではないこと
 - (2) 売主が法人の場合、その株主・役員その他の者であって実質的に法人の全部または一部を支配する者が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (4) 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行なう者ではないこと
16. 売主が次の各号のいずれかに該当する場合、買主は何らの通知・催告なしに直ちに本契約を解除しその損害金を請求できる。(1)本契約の全部または一部を履行しないとき、または売主による本契約の全部または一部の履行が困難と買主が判断したとき、(2)手形または小切手を不渡りとしたとき、(3)第三者より仮差押・差押・強制執行または担保権の実行としての競売の申立てまたは公租公課の滞納処分を受けたとき、(4)監督官庁から営業の取消または停止等の処分を受けたとき、(5)破産・民事再生・会社更生等の申立があったとき、(6)清算または私的整理の手続きに入ったとき、(7)その他信用状態が悪化しまたはそのおそれがあると買主が判断したとき
17. 前項により本契約が解除された場合、売主は買主に対して負担するすべての債務につき当然に期限の利益を喪失し直ちに買主に対し債務全額を支払うものとする。この場合において買主が売主に対し債務を負担しているときは、他の契約の規定にかかわらずその負担する一切の債務の対当額につき、買主は相殺することができる。
18. 売主は、買主の書面による事前の承諾なしに、本契約から生じる権利、義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならない。
19. 天災地変、戦争、内乱、暴動またはその他の不可抗力、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関および保管中の事故、仕向先等の契約不履行、その他買主の責に帰することのできない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能について買主は責任を負わない。これらの事由により買主の履行不能となった部分について本契約は消滅する。
20. 買主および売主の間に目的物に関する契約書面がある場合であって、かかる契約書面と本注文書の内容が異なる場合は、契約書面の内容が優先して適用されるものとする。
21. 本契約に関する買主・売主間の紛争は、すべて本書記載の買主の住所を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。